

愛知県立大学学生懲戒規程の取り扱い

- 第1 規程第3条第2項に基づき入試・学生支援センター長から提出される「状況報告書」は、あくまで初期対応のものであり、これを審査の対象にしないものとする。
- 2 学部長等は、規程第3条第2項に基づき入試・学生支援センター長から提出された「状況報告書」を検討した結果、懲戒に相当しないと判断したときは、その旨を入試・学生支援センター長に報告するものとする。
- 第2 規程第10条第2項により、処分を実施したことを公示することとしたときは、公示は、大学の告示をもってすることとし、大学指定の掲示板に原則として2週間掲示するものとする。
- 2 公示文の作成は、学生懲戒審査委員会設置要綱第6条の規定により委員長が所属する学部の事務担当が行うとともに、事務部門に報告するものとする。
- 第3 不正受験については、各学部・研究科が履修規程の定めによるものとする。
- なお、各学部・研究科は不正の程度が「重大」又は「悪質」とであると判断したときは、規程第5条に基づく「審査委員会」を設置するものとする。
- また、「審査委員会」を設置したときは、学長に報告するものとする。
- 第4 不正駐車に対する取扱いについては、別に定めるところによる。
- なお、学生支援課は不正の程度が「重大」又は「悪質」とであると判断したときは、該当する学部・研究科に懲戒処分等の検討を依頼するものとする。
- 第5 規程第15条に基づく先例の収集と資料の共有化を図るため、学長は状況報告書及び審査報告書を保管するものとし、その管理は事務部門県大総務課において担当するものとする。

附 則

この「取り扱い」は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この「取り扱い」は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この「取り扱い」は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この「取り扱い」は、平成26年7月1日から実施する。